

令和6年度 本校の「教育の質保証に関する基本方針」第2に基づく点検評価書

令和7年4月
鈴鹿工業高等専門学校

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
領域1 教育の内部質保証システム						
基準1-1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること	自己点検評価・改善委員会	各委員会等	◇自己点検評価及び評価に関する基本方針が明示されている規程等 ◇実施体制等が確認できる資料（学則、自己点検評価規程等） ◇自己点検評価及び評価に関する基本方針が明示されている規程等 ◇関係委員会の規程等評価に関する基本方針が明示されている規程等 ◇第三者評価に関する基本方針が明示されている規程等 ◇実施体制等が確認できる資料（学則、関係規程等）	資料1-1-1-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校教育の質保証に関する基本方針 資料1-1-1-(1)-02_鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料1-1-1-(1)-03_鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会規則 資料1-1-1-(6)-01_鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則	(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められている。 (2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）が整備されている。 (3) 施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められている。 (4) (3)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）が整備されている。 (5) 第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められている。 (6) (5)の方針において、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制が整備されている。
基準1-2 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること *卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。）	観点1-2-① 以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) DPが学校の目的に基づき定められていること (2) CPが学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること (3) APが学校の目的に基づき定められていること (4) 学習成果の達成がDPの求める卒業（修了）に必要な水準となっていること	教務委員会、入学試験委員会	教務委員会、入学試験委員会	◇点検を行う体制が確認できる資料（関連委員会の規程等）	資料1-1-1-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校教育の質保証に関する基本方針 資料1-1-1-(1)-02_鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料1-1-1-(1)-03_鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会規則	(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、学校自らが点検する体制が整備されている。
	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	教務委員会、入学試験委員会	教務委員会、入学試験委員会	◇点検・評価が実施されていることが確認できる資料（関連規程等）	資料1-1-1-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校教育の質保証に関する基本方針	(1) 教育課程ごとの点検・評価において、以下の内容の点検・評価を行うことが規程等で定められている。 ・DPが具体的かつ明確である。 ・CPが具体的かつ明確であり、DPと整合している。 ・教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPIに基づき設定されている。 ・DP及びCPIに基づき、適切な授業形態、学習指導方法が採用されている。 ・適切な履修指導、支援が行われている。 ・CPIに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている。 ・学校の目的及びDPIに基づき、公正な卒業判定が実施されている。 ・学校の目的及びDPIに基づき、適切な学習成果が得られている。 ・APが具体的かつ明確である。 ・学生の受入が適切に実施されている。 ・実入学者数が入学定員に対して適正な数となっている。
	観点1-2-③ 施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の方法が定められていること	自己点検評価・改善委員会	各委員会等	◇自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料（基本方針、関連規程等）	資料1-1-1-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校教育の質保証に関する基本方針 資料1-1-1-(1)-02_鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料1-2-3-(1)-01_令和7年度自己点検 外部評価 アンケート等の実施計画	(1) 基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等が設定されている。

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること	自己点検評価・改善委員会	各委員会等	◇自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料（基本方針、関連規程等） ◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所（自己点検評価報告書の該当箇所又は担当組織の議事要旨、会議資料等）	資料1-1-1-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校教育の質保証に関する基本方針 資料1-2-3-(1)-01_令和7年度自己点検 外部評価 アンケート等の実施計画 資料1-1-1-(6)-01_鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則 資料1-2-4-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校令和6年度運営諮問会議委員名簿 資料1-2-4-(2)-01_令和6年度第2回自己点検評価・改善委員会会議（兼第3回PDCA推進会議）議事概要 資料1-2-4-(2)-02_令和6年度第1回点検評価担当者会議議事要旨 資料1-2-4-(2)-03_令和6年度学生との意見交換会のまとめ 資料1-2-4-(2)-04_令和6年度後期授業アンケート集計結果一覧（非公表） 資料1-2-4-(2)-05_令和7年度第3回教務委員会議事録 資料1-2-4-(2)-06_令和6年度鈴鹿工業高等専門学校在学生の達成度アンケート集計結果一覧 資料1-2-4-(2)-07_令和6年度鈴鹿工業高等専門学校修了・卒業予定者の学校に対する満足度アンケート集計結果一覧 資料1-2-4-(2)-08_平成30年度卒業生及び修了生の教育の成果及び満足度等に関するアンケート調査結果 資料1-2-4-(2)-09_令和5年度第1回自己点検評価・改善委員会会議（兼第2回PDCA推進会議）議事概要 資料1-2-4-(2)-10_令和5年度第1回点検評価担当者会議議事要旨 資料1-2-4-(2)-11_令和4年度学科卒業生及び修了生の教育の成果に関するアンケート調査結果 資料1-2-4-(2)-12_令和4年度第1回自己点検評価・改善委員会（兼第2回PDCA推進会議）議事録 資料1-2-4-(2)-13_令和4年度第2回点検評価担当者会議議事要旨 資料1-2-4-(2)-14_令和5年度運営諮問会議でのご意見を受けての対応	(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各関係者の意見が反映されるようになっている。 ・教員 ・職員 ・在学生 ・卒業（修了）時の学生 ・卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ・保護者 ・中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者 (2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果や指摘の内容を踏まえて行っている。 【在学生の意見聴取】 ・学習環境に関する評価 ・学生による授業評価 ・学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） 【卒業（修了）時の学生による満足度調査】 ・卒業（終了）時の学生による満足度調査 【卒業（修了）後の意見聴取】 ・卒業（修了）卒の学生による学習成果の効果に関する評価 ・就職先等による卒業生に対する評価 【外部評価】 ・外部有識者の検証 ・教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等）
	観点1-2-⑤ 内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受けた第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	自己点検評価・改善委員会	各委員会等	◇自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順を定めた規程等	資料1-2-5-(1)-01_令和7年度点検評価・改善活動（PDCAサイクル）実施計画 資料1-1-1-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校教育の質保証に関する基本方針 資料1-1-1-(1)-02_鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料1-1-1-(1)-03_鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会規則	(1) 基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順が規定されている。
	観点1-2-⑥ 内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施する手順が定められていること	自己点検評価・改善委員会	自己点検評価・改善委員会	◇内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順を定めた規程等	資料1-1-1-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校教育の質保証に関する基本方針	(1) 内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順が規定されている。
	観点1-2-⑦ 内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、必要な対処方法を決定する手順が定められていること	自己点検評価・改善委員会	自己点検評価・改善委員会	◇対応計画の進捗確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順について定めた規程等	資料1-1-1-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校教育の質保証に関する基本方針 資料1-1-1-(1)-02_鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料1-1-1-(1)-03_鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会規則	(1) 対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が規定されている。
	観点1-2-⑧ 自己点検・評価の結果が公表されていること	自己点検評価・改善委員会	自己点検評価・改善委員会	◇ウェブサイト掲載項目チェック表		(1) 自己点検・評価を実施し、その結果が公表されている。

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
基準1－3 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること	観点1－3－① 内部質保証体制において、機関別認証評価や第三者評価の結果を踏まえた改善がなされていること	自己点検評価・改善委員会	各委員会等	◇対応状況が確認できる資料（指摘事項に対しての改善策を審議・策定していることが確認できる会議資料、議事録等）	資料1-3-1-(1)-01.平成30年度 第2回教務主事補会議議事要旨 資料1-3-1-(1)-02.平成30年度 第4回教務委員会議事録 資料1-3-1-(1)-03.平成30年度答案等の保管に当たつての留意事項 資料1-3-1-(1)-04.平成30年度 第3回点検評価&JABEE合同部会議事録 資料1-3-1-(1)-05.平成30年度第1回自己点検評価・改善委員会議事録 資料1-3-1-(1)-06.平成30年度教務指針 資料1-3-1-(1)-07.平成31年度教務指針 資料1-3-1-(1)-08.令和元年度 第1回点検評価部会議事録 資料1-3-1-(1)-09.令和元年度第2回教職員会議議事録 資料1-3-1-(1)-10.令和6年度第1回教務委員会資料 資料1-3-1-(1)-11.令和7年度第1回教職員会議資料 資料1-3-1-(1)-12.鈴鹿工業高等専門学校試験問題同一性チェック実施要領 資料1-3-1-(1)-13.試験問題同一性チェック分析結果（非公表） 資料1-3-1-(1)-14.鈴鹿工業高等専門学校定期試験等における問題作成、答案返却及び成績通知に関する取扱い 資料1-3-1-(1)-15.平成28年度本科卒業生上司による「学習・教育到達目標」達成度等に関するアンケート調査集計結果の分析 資料1-3-1-(2)-01.高専ビジネスコンテスト in 鈴鹿高専2024募集要領 資料1-3-1-(2)-02.生成AI講座シラバス 資料1-3-1-(2)-03.鈴鹿工業高等専門学校HP(教員一覧) 資料1-2-4-(2)-02.令和6年度第1回点検評価担当者会議議事要旨 資料1-2-4-(2)-03.令和6年度学生との意見交換会のまとめ 資料1-2-4-(2)-05.令和7年度第3回教務委員会議事録 資料1-2-4-(2)-14.令和5年度運営諮問会議でのご意見を受けての対応	(1) 前回の機関別認証評価における評価結果において、「改善を要する点」として指摘された事項に対応している。 (2)(1)以外で、自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえた課題等を確認し、実際に改善している。
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等						
基準2－1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること	観点2－1－① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切となっていること	教務委員会	教務委員会	◇DP、学則、学校要覧等	資料2-1-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校学則 資料2-1-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校ディプロマ・ポリシー	(1) 学科の構成が学校の目的及びDPと整合性がとれている。
	観点2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっていること	教務委員会	教務委員会	◇DP、学則、学校要覧等	資料2-1-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校学則 資料2-1-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校ディプロマ・ポリシー	(1) 専攻の構成が学校の目的及びDPと整合している。
基準2－2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること	観点2－2－① 教員の組織的な役割分担の下で、教育に係る責任の所在が明確になっていること	運営会議	運営会議	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制が確認できる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）	資料2-2-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校運営体制図 資料1-1-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料2-2-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校学生支援室規則 資料2-2-1-(1)-03.鈴鹿工業高等専門学校入試対策室規則 資料2-2-1-(1)-04.鈴鹿工業高等専門学校入学試験委員会実施要項	(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されている。
	観点2－2－② 全校的見地から、校長等の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が整備されていること	運営会議	運営会議	◇教育研究活動について審議し又は実施する組織について定めている規程等 ◇評価の前年度の実施された同組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等	資料2-2-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校運営体制図 資料1-1-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料2-2-2-(2)-01.令和6年度 第1回 運営会議議事録 資料2-2-2-(2)-02.令和6年度第1回教職員会議議事録 資料2-2-2-(2)-03.令和6年度第2回教務委員会議事録 資料2-2-2-(2)-04.令和6年度第2回学生委員会議事録 資料2-2-2-(2)-05.令和6年度第2回教務委員会議事要旨 資料2-2-2-(2)-06.令和6年度第1回研究推進委員会兼第1回共同研究推進センター運営担当者会議議事概要 資料2-2-2-(2)-07.令和6年度第1回キャンパス整備・マネジメント委員会議事録 資料2-2-2-(2)-08.令和6年度第1回安全衛生委員会議事録 資料2-2-2-(2)-09.令和6年度第1回入学試験委員会議事録議事録 資料2-2-2-(2)-10.令和6年度第1回図書・文化委員会議事録 資料2-2-2-(2)-11.令和6年度第1回情報委員会／情報処理センター運営担当／情報教育・情報セキュリティ人材育成推進担当合同会議議事録 資料2-2-2-(2)-12.令和6年度第1回自己点検評価・改善委員会議事概要 資料2-2-2-(2)-13.令和6年度第1回進路支援委員会議事録 資料2-2-2-(2)-14.令和6年度第1回いじめ防止等対策委員会議事録 資料2-2-2-(2)-15.令和5年度第2回全国高専共同利用マテリアル分析センター運営委員会議事概要	(1) 教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織について、構成、責任体制及び審議事項、組織及び議事の運営に関することその他の必要な事項が規定されている。 (2)(1)の組織において、具体的な審議等がされている。

点検評価項目(教育の質保証に関する基本方針の2.(2)関係)

基準	観点	担当組織 (自己点検・評価)	担当組織 (改善・向上の取組)	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
基準2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に整備されていること	観点2-3-① 設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること	運営会議	運営会議	◇高等専門学校現況表		(1)一般科目担当の基幹教員が法令に従い、確保されている。 (2)専門科目担当の基幹教員が法令に従い、確保されている。
	観点2-3-② 専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていること	運営会議	運営会議	◇担当教員一覧表等		(1)専攻科の授業科目担当教員が適切に確保されている。
	観点2-3-③ 教員の年齢及び性別の構成が著しく偏ることがないよう適切な配慮がなされていること	運営会議	運営会議	◇教員の年齢・性別構成	資料2-3-3-(1)-01_人事計画シミュレーション表(非公表)	(1)教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢あるいは性別に著しく偏ることのないよう配慮されている。
基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-① 教員の採用及び昇任に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められていること	運営会議	運営会議	◇教員の採用・昇任等に係る体制、基準、手続に関する規程等(教員選考規則、昇任基準、審査要領等) ◇公募要領・様式、実績状況に関する資料等	資料2-4-1-(1)-01 鈴鹿工業高等専門学校教員選考規則 資料2-4-1-(1)-02 鈴鹿工業高等専門学校令和6年度年度計画 資料2-4-1-(1)-03 令和6年度教員公募(材料工学科) 資料2-4-1-(2)-01 昇任申請書 資料2-4-1-(2)-02 採用申請書 資料2-4-1-(2)-03 令和6年度第2回教員選考委員会議事概要(非公表) 資料2-4-1-(2)-04 令和6年度第3回教員選考委員会議事概要(非公表) 資料2-4-1-(2)-05 令和6年度第4回教員選考委員会議事概要(非公表) 資料2-4-1-(2)-06 令和6年度第5回教員選考委員会議事概要(非公表) 資料2-4-1-(2)-07 令和6年度第7回教員選考委員会議事概要(非公表) 資料2-4-1-(2)-08 令和6年度教員公募(化学) 資料2-4-1-(1)-03 令和6年度教員公募(材料工学科)	(1)教員(基幹教員以外の教員を除く。)の採用・昇任に関する基準が法令に従い定められている。 (2)(1)の基準に基づき、実際の採用・昇任が行われている。
	観点2-4-② 全教員の教育研究活動に対して、規程等に基づき学校による定期的な評価の仕組みがあること	校長	校長	◇実施体制等が確認できる資料(評価実施規程、教員評価の基準を定めたもの等) ◇評価の前年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等	資料2-4-2-(1)-01 鈴鹿工業高等専門学校教員評価実施要項 資料2-4-2-(1)-02 教育・研究活動報告書	(1)全教員(基幹教員以外の教員を除く。)に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行う体制が整備されている。
	観点2-4-③ 教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること	運営会議	運営会議	◇取組に関する規程等(評価実施規程、改善指導について定めた規程等) ◇評価の前年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等	資料2-4-2-(1)-01 鈴鹿工業高等専門学校教員評価実施要項 資料2-4-3-(1)-01 鈴鹿工業高等専門学校教職員表彰の取扱いについて 資料2-4-3-(1)-02 鈴鹿工業高等専門学校教職員被表彰者の推薦について 資料2-4-3-(1)-03 令和6年度 第10回 運営会議議事録	(1)把握した評価結果を基に行う取組が規定されている。 ・給与における措置 ・表彰
	観点2-4-④ 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)*が組織的に実施されていること	教務委員会	教務委員会	◇実施体制・実施方針・内容・方法が確認できる資料(FDの実施方針、委員会規程、委員会等の組織関係図等) ◇実施状況一覧	資料2-2-1-(1)-01 鈴鹿工業高等専門学校運営体制図 資料2-4-4-(1)-01 鈴鹿工業高等専門学校部会等規程 資料2-4-4-(1)-02 鈴鹿工業高等専門学校FD・SD実施要項 資料2-4-4-(2)-01 平成30～令和6年度FD活動の実績 資料2-4-4-(2)-02 令和5～6年度授業改善方針	(1)学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにFDを実施する体制が整備されている。 (2)定期的にFDが実施されている。
基準2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること	観点2-5-① 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者(指導補助者)が配置されていること	運営会議、総務課	運営会議、総務課	◇高等専門学校現況表 ◇役割分担が確認できる資料(事務組織規程、事務組織図、技術室規程)	資料2-5-1-(1)-01 鈴鹿工業高等専門学校事務組織及び事務分掌規則 資料2-5-1-(1)-02 鈴鹿工業高等専門学校教職員組織図 資料2-5-1-(1)-03 独立行政法人国立高等専門学校機構における技術専門員及び技術専門職員の配置等の取扱いについて	(1)教育支援者(事務職員、技術職員、助手等。)が法令に従い適切に配置されている。 (2)図書館に専門的職員、その他の専属の教員又は事務職員等が配置されている。 (3)教育補助者(指導補助者)については配置されていない。
	観点2-5-② 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者(指導補助者)が担当する業務に応じて、研修等、必要な資質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されていること	運営会議、総務課	運営会議、総務課	◇実施状況一覧	資料2-5-2-(1)-01 令和5～6年度職員研修・発表会実施状況一覧	(1)教育支援者(事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。)に対して、研修や技術教育研究発表会などで資質の向上を図るための取組が適切に行われている。 (2)教育補助者(指導補助者)については配置されていない。

領域3 学習環境及び学生支援等

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	運営会議、 キャンパス整備・マネジメント委員会	キャンパス整備・マネジメント委員会	◇高等専門学校現況表 ◇設置状況が確認できる資料（キャンパスマップ、学生便覧等）	資料3-1-1-(2)-01.令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料3-1-1-(3)-01.クリエーションセンター設備案内 資料3-1-1-(2)-01.令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料3-1-1-(2)-01.令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料3-1-1-(4)-01.コミュニケーションスペース 資料3-1-1-(2)-01.令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料3-1-1-(4)-02.コノハナラウンジ（自主的学習スペース）	(1)校地・校舎面積が法令に従い適切に確保されている。 (2)法令に従い必要な施設が整備されている。 (3)学科の種類に応じ、附属施設が法令に従い適切に整備されている。 (4)教育研究環境の充実を図るため、(1)～(3)以外の施設・設備が設けられている。
	観点3-1-② 施設・設備における安全性について配慮する体制が整備されていること	キャンパス整備・マネジメント委員会、安全衛生委員会	キャンパス整備・マネジメント委員会、安全衛生委員会	◇安全衛生管理体制が確認できる資料（安全衛生管理規程、関係委員会規程等） ◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等 ◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化の取組を示す資料（障がい者差別解消法の合理的配慮について確認できる資料）	資料1-1-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料3-1-2-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校安全衛生管理規則 資料3-1-2-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校クリエーションセンター利用内規 資料3-1-2-(1)-03.鈴鹿工業高等専門学校共同研究推進センター利用内規 資料3-1-2-(1)-04.クリエーションセンター利用案内 資料3-1-2-(1)-05.共同研究推進センター機器利用申請書 資料3-1-2-(1)-06.令和6年度安全教育実施状況 資料3-1-2-(1)-07.実験実習安全必携 資料3-1-2-(2)-01.バリアフリー対応取組状況	(1)施設・設備の安全衛生管理体制が整備されている。 (2)施設・設備のバリアフリー化の配慮が行われている。
	観点3-1-③ 図書館において、教育研究上必要な資料を整備していること	図書・文化委員会	図書・文化委員会	◇高等専門学校現況表 ◇整備状況が確認できる資料（学校要覧、図書情報センター利用案内等） ◇「大学・短期大学・高等専門学校図書館調査」（日本図書館協会）結果	資料3-1-3-(1)-01.図書館紹介・ポケットガイド 資料3-1-1-(2)-01.令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料3-1-3-(2)-01.図書館案内図 資料3-1-3-(2)-02.令和7年度図書館学生閲覧用購入雑誌等一覧 資料3-1-3-(2)-03.受入図書の設定状況 資料3-1-3-(2)-04.令和7年度 大学・短期大学・高等専門学校図書館調査（日本図書館協会）回答シート 資料3-1-3-(3)-01.平成27年度～令和6年度図書館貸出利用状況（年度別） 資料3-1-3-(3)-02.令和7年度（第49回）鈴鹿高専読書体験コンクール等作品募集要項 資料3-1-3-(3)-03.2025読書キャンペーン（夏） 資料3-1-3-(3)-04.2024読書キャンペーン（冬）	(1)図書館を法令に従い備えている。 (2)図書、学術雑誌、電子ジャーナルその他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されている。 (3)(2)の資料が、教職員や学生に有効に活用されている。
基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること	学生委員会	学生委員会	◇整備状況が確認できる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、学生への周知・案内文等） ◇各取組の実施状況が確認できる資料（過去3年度分の実施要項、学生への周知・案内文等） ◇実施体制等が確認できる資料（基本方針、マニュアル、関係規程等）	資料2-2-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校学生支援室規則 資料2-5-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校事務組織及び事務分掌規則 資料3-2-1-(1)-01.学生支援フロー図 資料3-1-1-(2)-01.令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料3-2-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校HP（学生相談窓口） 資料3-2-1-(1)-03.鈴鹿工業高等専門学校ハラスメントの防止等に関する規程 資料3-2-1-(2)-01.令和4年度定期健康診断注意事項 資料3-2-1-(2)-02.令和5年度定期健康診断注意事項 資料3-2-1-(2)-03.令和6年度定期健康診断注意事項 資料3-2-1-(3)-01.鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会規程 資料3-2-1-(3)-02.鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等基本計画 資料3-2-1-(3)-03.いじめ早期発見・事案対処マニュアル	(1)学生の生活面における総合的な指導・相談・助言等（メンタルヘルス・ハラスメントに関するものを含む。）の体制が整備されている。 ・学生相談室 ・保健室 ・相談員やカウンセラーの設置 ・ハラスメント等の相談体制 ・学生に対する相談の案内等 (2)健康相談・保健指導が定期的に実施されている。 (3)法令等（いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針）に基づき、いじめの防止、早期発見、対処等に関する体制が整備されている。
	観点3-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行う体制が整備されていること	学生支援室	学生支援室	◇整備状況が確認できる資料（関係規程、留学生指導教員・学生チューターの配置状況、相談窓口の設置状況等） ◇整備状況が確認できる資料（関係規程等） ◇学生向け周知資料（学生生活の手引き等）	資料3-2-2-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校外国人留学生規則 資料3-2-2-(1)-02.令和5～6年度留学生・チューター名簿 資料3-2-2-(1)-03.鈴鹿工業高等専門学校留学生チューターマニュアル 資料3-2-2-(1)-04. Dormitory Notes 資料3-2-2-(1)-05.令和7年度フィンランド留学生来校時ガイダンス資料 資料3-2-2-(2)-01.鈴鹿工業高等専門学校編入学生に対する単位認定及び学習指導に関する取扱いについて 資料3-2-2-(3)-01.鈴鹿工業高等専門学校社会人特別選抜で専攻科へ入学する学生に対する単位認定及び学習指導に関する取扱いについて 資料3-2-2-(4)-01.鈴鹿工業高等専門学校ホームページ（障害のある学生の支援体制） 資料3-1-1-(2)-01.令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料3-2-2-(5)-01.障害者差別解消法対応施設図 資料2-2-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校学生支援室規則 資料3-2-2-(5)-02.鈴鹿工業高等専門学校校内専用HP（学生支援室）	(1)留学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されている。 (2)編入学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されている。 (3)社会人学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されている。 (4)障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されている。 (5)障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応している。

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること	進路支援委員会	進路支援委員会	△体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等） △取組状況が確認できる資料（関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等）	資料1-1-1-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料2-2-1-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校運営体制図 資料3-2-3-(1)-01. 令和6年度進路支援年間計画表 資料3-2-3-(2)-01. キャリアガイダンス実施計画書2024（別紙様式）電気電子工学科 資料3-2-3-(2)-02. 令和7年度就職の手引き 資料3-2-3-(2)-03. 令和8年度編入学進学の手引き 資料3-2-3-(2)-04. 令和6年度合同業界説明会 学生への事前周知について 資料3-2-3-(2)-05. 令和6年度鈴鹿工業高等専門学校合同業界説明会要項 資料3-2-3-(2)-06. 電気工事士技能試験対策講座 資料3-2-3-(2)-07. 電気工事士技能試験対策講座実績一覧 資料3-2-3-(2)-08. 鈴鹿工業高等専門学校学則第29条に規定する「文部科学大臣が別に定める学修」による単位認定等に関する規則 資料3-2-3-(2)-09. 令和6年度資格取得による単位認定一覧 資料3-2-3-(2)-10. 鈴鹿工業高等専門学校国際交流室規則 資料3-2-3-(2)-11. 鈴鹿工業高等専門学校海外語学実習実施要項 資料3-2-3-(2)-12. 鈴鹿工業高等専門学校長期海外インターンシップ実施要項 資料3-2-3-(2)-13. 交流協定締結校一覧 資料3-2-3-(2)-14. 学生の海外派遣一覧（台湾研修旅行を除く） 資料3-2-3-(2)-15. 令和6年度留学による単位修得認定一覧 資料3-2-3-(2)-16. 令和6年度第2回国際交流室会議事項書	(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備されている。 (2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校として次の取組を行っている。 ・キャリア教育に関する研修会・後援会の実施 ・進路指導用マニュアルの作成 ・進学・就職に関する説明会 ・資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ・資格取得による単位習得の認定 ・外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等
	観点3-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う体制が整備されていること	学生委員会	学生委員会	△支援体制等が確認できる資料（関係規程、組織図、施設の整備状況が確認できる資料等） △運動部活動の方針、活動時間・休業日に関する規定、地域のスポーツ団体との連携が確認できる資料等	直近の認証評価において本観点到係る「改善を要する点」の指摘がなく、各項目の内容に大きな変更がないので、本観点の点検・分析は不要とした。	
	観点3-2-⑤ 学生寮を学生の生活及び勉学の場として整備していること	寮務委員会	寮務委員会	△整備状況が確認できる資料（関係規程等） △生活支援の内容が確認できる資料（寮生のしおり等） △学習支援の内容が確認できる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定が確認できる資料等） △管理・運営体制が確認できる資料（関係規程等） △実施体制等が確認できる資料（関係規程等、学生からの意見を集約するための仕組みを示す資料（目安箱等））	資料3-2-5-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校学寮運営規則 資料3-2-5-(2)-01. 令和7年度学寮のしおり（一部非公表） 資料3-2-5-(2)-02. 学寮施設棟別平面図（非公表） 資料1-1-1-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料3-2-5-(5)-01. 鈴鹿工業高等専門学校学生会会則 資料3-2-5-(5)-02. 令和6年度6月（第3回）月例役員会議事要旨 資料3-2-5-(5)-03. 令和6年度第5回寮務委員会議事要旨 資料3-2-5-(5)-04. 令和6年度7月（第4回）月例役員 議事要旨	(1) 学生寮が整備されている。 (2) 生活の場として整備されている。 (3) 勉学の場として整備されている。 (4) 管理・運営体制が整備されている。 (5) 学生の意見を把握し、改善する体制が整備されている。
	観点3-2-⑥ 学生に対する経済面での援助が行われていること	学生委員会	学生委員会	△実施状況が確認できる資料（学生便覧、関係規程、ウェブサイトでの明示、学生への周知・案内文等）	資料3-2-6-(1)-01. 学級担任心得（一部非公表） 資料3-2-6-(1)-02. 前期授業料減免申請用紙の記入とその他質問について 資料3-1-1-(2)-01. 令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料3-2-6-(1)-03. 鈴鹿工業高等専門学校ホームページ（奨学金および授業料減免） 資料3-2-6-(1)-04. 令和5～6年度各種奨学金受給者データ	(1) 経済面での相談・助言・支援が行われている。 ・相談・助言 ・奨学金 ・入学料・授業料減免等
領域4 財務経営及び管理運営						
基準4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること	観点4-1-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表され、また、財務に係る監査等が適正に行われていること	運営会議、総務課	運営会議、総務課	△作成・公表状況が確認できる資料（ウェブサイト掲載項目チェック表等） △監査等が実施されていることが確認できる資料（学内会計監査規程等（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）） △監査報告書等（外部監査、学内監査の監査報告書）	資料4-1-1-(2)-01. 鈴鹿工業高等専門学校内部監査規則 資料4-1-1-(2)-02. 令和6年度内部監査報告書 資料4-1-1-(2)-03. 令和4年度監査法人監査結果報告書 資料4-1-1-(2)-04. 令和4年度高専相互会計内部監査結果報告書 資料4-1-1-(2)-05. 令和6年度高専相互会計内部監査実施通知	(1) 法令等に基づき、財務諸表等が作成・公表されている。 (2) 財務に係る監査等が実施されている。
	観点4-1-② 教育研究活動に必要な予算が配分され、経費が執行されていること	運営会議、総務課	運営会議、総務課	△設置者の貸借対照表等の財務諸表等（過去5年間） △設置者の損益計算書（過去5年間）	資料4-1-2-(1)-01.R7.【鈴鹿高専】貸借対照表（過去5年間）推移 資料4-1-2-(2)-01.R7.【鈴鹿高専】損益計算書（過去5年間）推移	(1) 過去5年間の財務状態が適切な状況となっている。 (2) 過去5年間の収支状況が適切となっている。

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-① 学校の管理運営体制が、適切な規模と機能を有していること	運営会議、自己点検評価・改善委員会、総務課	運営会議、自己点検評価・改善委員会、総務課	◇管理運営に関する諸規程、整備状況が確認できる資料 ◇諸規程、整備状況が確認できる資料（組織図等） ◇学校の管理運営に携わることとされている者の役割分担が確認できる資料	資料1-1-1-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料2-2-1-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校運営体制図 資料2-5-1-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校教職員組織図 資料2-1-1-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校学則 資料4-2-1-(3)-01. 鈴鹿工業高等専門学校教員組織規則	(1) 管理運営体制に関する規程等が整備されている。 (2) 委員会等の体制が整備されている。 (3) 校長、副校長、主事等の役割分担が明確になっている。
	観点4-2-② 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	リスク管理室、総務課	リスク管理室、総務課	◇法令遵守事項、危機管理体制等一覧 ◇危機管理マニュアル、学校防災マニュアル等 ◇訓練や講習会等の実施に関する規程・計画等	資料4-2-2-(2)-01. 鈴鹿工業高等専門学校危機管理マニュアルー火災・自然災害対応編ー（一部非公表） 資料4-2-2-(2)-02. 鈴鹿工業高等専門学校危機管理マニュアルー危機事象別対応編ー（一部非公表） 資料4-2-2-(2)-03. 鈴鹿工業高等専門学校危機管理広報マニュアルー緊急時の記者会見対応編ー（一部非公表） 資料4-2-2-(2)-04. 鈴鹿工業高等専門学校リスクマネジメントの手引ー組織の取組み編ー（一部非公表） 資料4-2-2-(3)-01. 令和4～6年度防災訓練実施要領 資料4-2-2-(3)-02. 令和4～6年度学寮防災訓練実施要項	(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制が整備されている。 (2) 危機管理マニュアル、学校防災マニュアル等が整備されている。 (3) (2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動が行われている。
	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	研究推進委員会	研究推進委員会	◇実施状況が確認できる資料（関係規程、実績等） ◇関係規程、活用計画や実績等 ◇過去5年間の外部の財務資源の受入れの取組及び受入実績に関する資料 ◇実施体制・実施方針・内容・方法が確認できる資料（体制図、研究倫理規程等の関係規程、公的研究費等使用マニュアル等） ◇持続的に研究成果が得られていることが確認できる資料	資料2-4-3-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校教職員表彰の取扱いについて 資料2-4-3-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校教職員被表彰者の推薦について 資料2-4-3-(1)-03. 令和6年度 第10回 運営会議議事録 資料4-2-3-(1)-01. 令和6年度校長裁量経費 資料4-2-3-(1)-02. 研究の水準の維持向上及び活性化を図るための取組について 資料4-2-3-(1)-03. 鈴鹿工業高等専門学校における民間等との共同研究取扱細則 資料4-2-3-(2)-01. 鈴鹿工業高等専門学校全国高専共同利用マテリアル分析センター規程 資料4-2-3-(2)-02. 共同研究推進センター紹介冊子 資料4-2-3-(2)-03. 鈴鹿工業高等専門学校研究設備利用規則 資料4-2-3-(2)-04. 鈴鹿工業高等専門学校研究設備利用料 資料4-2-3-(2)-05. 令和6年度研究設備利用一覧 資料4-2-3-(2)-06. 鈴鹿工業高等専門学校受託試験取扱規則 資料4-2-3-(2)-07. 鈴鹿工業高等専門学校受託試験一覧 資料4-2-3-(3)-01. 外部資金受入状況について	(1) 教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るために行っている措置や制度がある。 ・教員表彰制度の導入 ・校長裁量経費等の予算配分 (2) 研究を促進するため、研究施設・設備を有効に活用する工夫に努めている。 (3) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄附金等）を積極的に受け入れる取組が行われている。 (4) 教員・学生・研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制がある。 (5) (1)～(4)の学校としての取組により、持続的に研究成果が創出されていることを確認した。
	観点4-2-④ 学校の組織的な取組として行う地域における連携による活動について、その推進に向けた体制の整備や措置が図られているか【より望ましい取組として分析】	研究推進委員会	研究推進委員会	◇実施方針・実施体制が確認できる資料（関係規程、関係委員会会議資料、議事要旨等） ◇活用状況が確認できる資料（関係規程、協定一覧、連携事業の実績等） ◇優れた成果が得られていることが確認できる資料	観点4-2-④では地域連携活動における組織的により望ましい取組みを点検・分析するが、観点4-1-①から観点4-2-③において、その諸活動が点検・分析されていることから、この観点では点検・分析結果を記載しないこととする。	
基準4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	観点4-3-① 適切な規模と機能を有する管理運営を円滑に行うための事務組織が整備されていること	運営会議、総務課	運営会議、総務課	◇体制について定めた規程等	資料2-5-1-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校事務組織及び事務分掌規則	(1) 管理運営を行う事務組織の体制が規程等に基づき整備されている。
	観点4-3-② 管理運営体制及び管理運営を円滑に行うための事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われていること	教務委員会	教務委員会	◇実施体制・実施方針・内容・方法が確認できる資料（SDの実施方針、委員会規程、委員会等の組織関係図等）、実施状況一覧	資料2-4-4-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校FD・SD実施要項 資料2-5-2-(1)-01. 令和5～6年度職員研修・発表会実施状況一覧	(1) SDが組織的に実施されている。
基準4-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること	観点4-4-① 教員と事務職員等の適切な役割分担の下、必要な連携体制が確保されていること	運営会議、総務課	運営会議、総務課	◇全校的な委員会等の体制が確認できる資料（関係規程等） ◇校務分掌・分担の一覧等	資料1-1-1-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料4-4-1-(1)-01. 令和7年度組織表（校務分掌） 資料4-4-1-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校教育研究支援センター規則 資料2-5-1-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校教職員組織図 資料2-5-1-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校事務組織及び事務分掌規則	(1) 教員、事務職員や技術職員の適切な役割分担の下、必要な連携体制が確保されている。

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	運営会議、総務課	運営会議、総務課	◇ウェブサイト掲載項目チェック表		(1) 法令に従い、以下の教育情報が適切に公表されている。 ・教育研究上の基本組織 ・学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ・入学者の選抜に関すること ・入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数 ・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ・校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ・授業料、入学科料その他の高等専門学校が徴収する費用 ・高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
領域5 準学士課程の教育活動の状況						
基準5-1 DPが具体的かつ明確であること	観点5-1-① DPが、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること	教務委員会	教務委員会	◇準学士課程のDP	資料2-1-1-(1)-02 鈴鹿工業高等専門学校ディプロマ・ポリシー 資料3-1-1-(2)-01 令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料5-1-1-(2)-01 鈴鹿工業高等専門学校HP（理念と目標） 資料5-1-1-(2)-02 鈴鹿工業高等専門学校アドミッション・ポリシー 資料5-1-1-(2)-03 鈴鹿工業高等専門学校カリキュラム・ポリシー	(1) 関係法令やガイドラインを踏まえ、DPが定められている。 (2) DPが、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的と整合性を有している。 (3) DPが、以下の内容を含んでいる。 ・学生が卒業時に身につける学力、脂質・能力を示している。 ・養成しようとする人材像の内容を示している。
基準5-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること	観点5-2-① CPにおいて、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	教務委員会	教務委員会	◇準学士課程のCP	資料5-1-1-(2)-03 鈴鹿工業高等専門学校カリキュラム・ポリシー	(1) CPが、以下の内容を含んでいる。 ・どのような教育課程を編成するかを示している。 ・どのような教育内容・方法を実施するかを示している。 ・学習成果をどのように評価するかを示している。
	観点5-2-② CPがDPと整合性を有していること	教務委員会	教務委員会	◇準学士課程のCP及びDP	資料5-1-1-(2)-03 鈴鹿工業高等専門学校カリキュラム・ポリシー 資料2-1-1-(1)-02 鈴鹿工業高等専門学校ディプロマ・ポリシー	(1) 関係法令やガイドラインを踏まえ、CPが定められている。 (2) CPが、DPとの整合性を有している。
基準5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点5-3-① 教育課程が体系的に編成されていること	教務委員会	教務委員会	◇授業科目の配置状況が確認できる資料（カリキュラムマップ、コース・ツリー、学生便覧等） ◇一般科目教育課程表、会議の議事録等 ◇進級に関する規程	資料5-3-1-(1)-01 教育課程系統図（機械工学科） 資料5-3-1-(1)-02 教育課程系統図（電気電子工学科） 資料5-3-1-(1)-03 教育課程系統図（電子情報工学科） 資料5-3-1-(1)-04 教育課程系統図（生物応用化学科） 資料5-3-1-(1)-05 教育課程系統図（材料工学科） 資料2-1-1-(1)-01 鈴鹿工業高等専門学校学則 資料5-3-1-(3)-01 鈴鹿工業高等専門学校における授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則	(1) CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されている。 (2) 一般教育の充実が配慮されている。 (3) 進級に関する規程が整備されている。

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
	観点5-3-② 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	教務委員会	教務委員会	◇教育プログラムの一環として行われている、創造力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料（シラバス、授業教材、受講者数等） ◇これらの取組実績により得られた、学校として優れた成果が確認できる資料	資料5-3-2-(1)-01.デザイン基礎シラバス 資料5-3-2-(1)-02.デザイン基礎テーマ一覧 資料5-3-2-(1)-03.創造工学シラバス（機械工学科） 資料5-3-2-(1)-04.創造工学シラバス（電気電子工学科） 資料5-3-2-(1)-05.創造工学シラバス（電子情報工学科） 資料5-3-2-(1)-06.創造工学シラバス（生物応用化学科） 資料5-3-2-(1)-07.創造工学シラバス（材料工学科） 資料5-3-2-(2)-01.インターンシップシラバス（機械工学科） 資料5-3-2-(2)-02.インターンシップシラバス（電気電子工学科） 資料5-3-2-(2)-03.インターンシップシラバス（電子情報工学科） 資料5-3-2-(2)-04.インターンシップシラバス（生物応用化学科） 資料5-3-2-(2)-05.インターンシップシラバス（材料工学科） 資料5-3-2-(2)-06.令和6年度インターンシップ実施状況 資料5-3-2-(3)-01.長期海外インターンシップAシラバス 資料5-3-2-(4)-01.トウルク応用科学大学交換留学生成果報告会広報 資料5-3-2-(4)-02.帰国報告会広報 資料5-3-2-(4)-03.高専ビジネスコンテスト2024.外部広報より 資料5-3-2-(4)-04.トビタテJAPAN参加学生講演.伊勢新聞より	(1) 創造力を育む教育方法の工夫が行われている。 (2) 実践力を育む教育方法の工夫が行われている。 (3) その他教育方法の工夫が行われている。 (4) (1)～(3)の学校としての取組の結果、優れた成果が上げられている。
基準5-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-① 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	教務委員会	教務委員会	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（行事予定表、時間割表等）	資料2-1-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校学校則 資料5-4-1-(1)-01.令和6年度行事予定	(1)1年間の授業を行う期間が、定期試験の期間を含め、35週確保されている。
	観点5-4-② 特別活動が90単位時間以上実施されていること	教務委員会	教務委員会	◇特別活動の実施状況が確認できる資料（関係規程、時間割表、特別活動予定表等）	資料2-1-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校学校則 資料5-4-2-(1)-01.令和6年度1-3学年前期時間割 資料5-4-2-(1)-02.令和6年度1-3学年後期時間割	(1) 特別活動が90単位時間以上実施されている。
	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	教務委員会	教務委員会	◇授業形態の開講状況（学科別の授業形態の構成割合等）が確認できる資料 ◇実施体制が確認できる資料（シラバス、事例を示す資料等） ◇シラバスの作成要領や具体例等が確認できる資料 ◇組織的な確認の体制が確認できる資料 ◇活用状況を把握する体制が確認できる資料 ◇改善を行った事例がある場合は、改善事例の具体的な内容が確認できる資料 ◇状況が確認できる資料（学則、学年暦、時間割、年間行事予定表等）	資料2-1-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校学校則 資料5-4-2-(1)-01.令和6年度1-3学年前期時間割 資料5-4-2-(1)-02.令和6年度1-3学年後期時間割	(1) 特別活動が90単位時間以上実施されている。
					直近の認証評価において本観点到る「改善を要する点」の指摘がなく、各項目の内容に大きな変更がないので、本観点の点検・分析は不要とした。	
基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	教務委員会	教務委員会	◇実施状況が確認できる資料（関係規程、教育課程表、シラバス、実績等） ◇単位互換制度の内容が確認できる資料（関係規程等） ◇ガイダンス実施要項等	資料5-5-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校他学科の授業科目の履修及び単位の修得に関する規則 資料5-5-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校インターンシップの履修に関する規則 資料5-5-1-(1)-03.鈴鹿工業高等専門学校インターンシップ実施要項 資料5-5-1-(1)-04.鈴鹿工業高等専門学校インターンシップ評価基準 資料5-3-2-(2)-06.令和6年度インターンシップ実施状況 資料5-5-1-(1)-05.第2種電気工事士筆記試験免除に係る指定科目一覧 資料5-5-1-(1)-06.第2種電気主任技術者資格認定科目一覧 資料3-2-3-(2)-07.電気工事士技能試験対策講座実績一覧 資料2-1-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校学校則 資料5-5-1-(2)-01.他の高等教育機関との単位互換制度によって学生が修得した単位 資料5-5-1-(3)-01.年度初めオリエンテーション資料（教務主事） 資料5-5-1-(3)-02.令和6年度年度当初予定表 資料3-2-2-(2)-01.鈴鹿工業高等専門学校編入学生に対する単位認定及び学習指導に関する取扱いについて 資料3-2-2-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校外国人留学生規則 資料3-2-2-(1)-03.鈴鹿工業高等専門学校留学生チューターマニュアル 資料5-5-1-(4)-01.鈴鹿工業高等専門学校情報セキュリティ学生規程 資料5-5-1-(4)-02.鈴鹿工業高等専門学校新入生向け情報システムガイダンス資料 資料3-2-2-(1)-04. Dormitory Notes 資料3-2-2-(1)-05.令和7年度フィンランド留学生来校時ガイダンス資料	(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮として次のことを行っている。 ・他学科の授業内容の履修を認定 ・インターンシップによる単位認定 ・資格取得に関する教育 ・他の高等教育機関との単位互換制度 (2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けており、法令に従い適切に取り扱っている。 (3) 教育を実施する上でのガイダンスが実施されている。 (4) 特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスが実施されている。 ・編入学生 ・留学生

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	教務委員会	教務委員会	◇整備状況が確認できる資料（関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等）	資料4-2-1-(3)-01_鈴鹿工業高等専門学校教員組織規則 資料3-1-1-(2)-01_令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料5-5-2-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校教員のオフィスアワーズの取扱いについて 資料5-5-2-(1)-02_鈴鹿工業高等専門学校HP（オフィスアワーズ） 資料2-2-1-(1)-02_鈴鹿工業高等専門学校学生支援室規則 資料3-2-1-(1)-02_鈴鹿工業高等専門学校HP（学生相談窓口） 資料1-2-3-(1)-01_令和7年度自己点検 外部評価 アンケート等の実施計画 資料1-2-4-(2)-03_令和6年度学生との意見交換会のおまとめ 資料1-1-1-(1)-03_鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会規則 資料1-1-1-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校教育の質保証に関する基本方針 資料5-5-2-(2)-01_鈴鹿工業高等専門学校校長意見箱取扱要領 資料5-5-2-(2)-02_鈴鹿工業高等専門学校HP（校長意見箱） 資料5-5-2-(2)-03_校長意見箱回答一覧	(1) 学生の自主的学習を進める上で、次の相談・助言体制が整備されている。 ・担任制・指導教員制の整備 ・オフィスアワーズの整備 ・対面型の相談受付体制の整備 (2) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度がある。 ・担任制・指導教員制の導入 ・学生との懇談会 ・意見投書箱
	観点5-5-③ 正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】	教務委員会	教務委員会	◇支援体制が確認できる資料（関係規程、利用実績等）	資料3-2-3-(2)-10_鈴鹿工業高等専門学校国際交流室規則 資料3-2-3-(2)-14_学生の海外派遣一覧（台湾研修旅行を除く） 資料3-2-3-(2)-12_鈴鹿工業高等専門学校長期海外インターンシップ実施要項 資料5-5-3-(1)-01_令和7年度鈴鹿高専・鳥羽商船学生海外派遣プログラム【アメリカ】参加学生募集要領 資料5-5-3-(1)-02_令和7年度「グローバル・アントレプレナーシップ」参加学生募集要項	(1) 提供された機会を利用して学生が海外で学習している。
基準5-6 CPIに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-① DP及びCPIに基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること	教務委員会	教務委員会	◇成績評価や単位認定に関する規程等 ◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることが確認できる資料（関係規程、成績判定会議に関する資料等） ◇学修単位科目の授業時間外学修を把握する体制、手法、手順等に関する資料（会議資料等）	資料5-3-1-(3)-01_鈴鹿工業高等専門学校における授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則 資料5-6-1-(2)-01_令和6年度修了認定会議議事録 資料5-6-1-(2)-02_修了認定会議資料フォーマット 資料5-6-1-(3)-01_自己学習時間（授業アンケート結果） 資料2-4-4-(2)-02_令和5～6年度授業改善方針 資料5-6-1-(3)-02_鈴鹿工業高等専門学校シラバス・成績評価シート整合性チェック実施要領 資料1-2-4-(2)-05_令和7年度第3回教務委員会議事録	(1) 成績評価や単位認定に関する基準が、CPIに基づき策定されている。 (2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等が行われている。 (3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目（学修単位科目）について、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握している。
	観点5-6-② 成績評価認定基準が学生に周知されていること	教務委員会	教務委員会	◇周知を図る取組の内容が確認できる資料（学生便覧、ウェブサイトでの明示等） ◇追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法を定めた規程等	資料3-1-1-(2)-01_令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料5-6-2-(2)-01_鈴鹿工業高等専門学校学業成績評価基準 資料5-6-2-(2)-02_鈴鹿工業高等専門学校追認試験に関する規則 資料5-6-2-(2)-03_鈴鹿工業高等専門学校追認試験に関する取扱いについて	(1) 成績評価や単位認定に関する基準が学生に周知されている。 (2) 追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法が定められている。
	観点5-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	教務委員会	教務委員会	◇学校として組織的に取り組まれている内容が確認できる資料（左記に示す事項について、どのようにチェックするかが記された規程等）	資料1-3-1-(1)-14_鈴鹿工業高等専門学校定期試験等における問題作成、答案返却及び成績通知に関する取扱い 資料1-3-1-(1)-12_鈴鹿工業高等専門学校試験問題同一性チェック実施要領 資料5-6-1-(3)-02_鈴鹿工業高等専門学校シラバス・成績評価シート整合性チェック実施要領 資料1-2-4-(2)-05_令和7年度第3回教務委員会議事録	(1) 成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として組織的な措置が行われている。 ・答案の返却 ・模範解答や採点基準の提示 ・同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ・成績評価の妥当性の事後チェック（シラバス通りに成績評価が行われていることの確認） ・試験問題のレベルが適切であることのチェック
	観点5-6-④ 成績に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること	教務委員会	教務委員会	◇学生からの意見申立てについて定めた規程等	資料5-6-4-(1)-01_学生への案内（成績訂正） 資料1-3-1-(1)-14_鈴鹿工業高等専門学校定期試験等における問題作成、答案返却及び成績通知に関する取扱い	(1) 成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が規程等により定められている。
基準5-7 学校の目的及びDPIに基づき、公正な卒業判定が実施されていること	観点5-7-① 卒業認定基準をDPIに従って、組織として策定していること	教務委員会	教務委員会	◇卒業要件が組織的に策定されていることが確認できる資料（学則、卒業認定基準等）	資料5-7-1-(1)-01_鈴鹿工業高等専門学校卒業認定に関する規則	(1) 学校が定める卒業要件が組織的に策定され、設置基準が定める要件と整合している。
	観点5-7-② 策定された卒業要件が学生に周知されていること	教務委員会	教務委員会	◇周知した資料（学生便覧、ウェブサイトでの明示等）	資料3-1-1-(2)-01_令和7年度学生便覧（一部非公表）	(1) 卒業認定基準が学生に周知されている。

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
	観点5-7-③ 卒業の認定が、卒業認定基準に基づき組織的に実施されていること	教務委員会	教務委員会	◇卒業判定時に使用する様式等	資料5-7-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校卒業認定に関する規則 資料5-7-3-(1)-01.令和6年度卒業判定会議議事録 資料5-7-3-(1)-02.卒業認定会議資料フォーマット	(1)卒業認定基準に基づき、組織として卒業認定している。
基準5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること	観点5-8-① DPに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること	教務委員会	教務委員会	◇体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等）	資料1-1-1-(1)-03.鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会規則	(1)学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されている。
	観点5-8-② 卒業時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること	教務委員会	教務委員会	◇意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（卒業時アンケート、アンケート結果、会議資料等）	資料1-2-4-(2)-06.令和6年度鈴鹿工業高等専門学校在学生の達成度アンケート集計結果一覧 資料1-2-4-(2)-01.令和6年度第2回自己点検評価・改善委員会会議（兼第3回PDCA推進会議）議事概要 資料1-2-4-(2)-02.令和6年度第1回点検評価担当者会議議事要旨	(1)学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。
	観点5-8-③ 卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること	教務委員会	教務委員会	◇意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（卒業生アンケート、アンケート結果、会議資料等）	資料1-2-4-(2)-08.平成30年度卒業生及び修了生の教育の成果及び満足度等に関するアンケート調査結果 資料1-2-4-(2)-09.令和5年度第1回自己点検評価・改善委員会議（兼第2回PDCA推進会議）議事概要 資料1-2-4-(2)-10.令和5年度第1回点検評価担当者会議議事要旨	(1)学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度たった者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。
	観点5-8-④ 就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること	教務委員会	教務委員会	◇意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（就職・進学先アンケート、アンケート結果、会議資料等）	資料1-2-4-(2)-11.令和4年度学科卒業生及び修了生の教育の成果に関するアンケート調査結果 資料1-2-4-(2)-12.令和4年度第1回自己点検評価・改善委員会（兼第2回PDCA推進会議）議事録	(1)学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生の就職・進学先の関係者に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。
基準5-9 APが具体的かつ明確であること	観点5-9-① APが学校の目的を踏まえて明確に定められていること	入学試験委員会	入学試験委員会	◇準学士課程のAP	資料5-1-1-(2)-02.鈴鹿工業高等専門学校アドミッション・ポリシー 資料2-1-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校ディプロマ・ポリシー 資料5-1-1-(2)-03.鈴鹿工業高等専門学校カリキュラム・ポリシー	(1)関係法令及びガイドラインを踏まえ、APが定められている。 (2)APが、学校や学科の目的、DP、CPを踏まえて策定されている。 (3)APが、以下の内容を含んでいる。 ・入学者選抜の基本方針 ・求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）
基準5-10 学生の受入れが適切に実施されていること	観点5-10-① APに沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること	入学試験委員会	入学試験委員会	◇選抜区分ごとの入学者選抜募集要項、面接要領、合否判定基準、合否判定様式、入学試験実施状況等が確認できる資料（議事要旨等）	資料5-10-1-(1)-01.令和7年度学科学生募集要項 資料5-10-1-(1)-02.令和7年度学科入学者選抜実施要項（学力入試）（非公表） 資料5-10-1-(1)-03.令和7年度学科入学者選抜実施要項（推薦入試）（非公表） 資料5-10-1-(1)-04.令和7年度入学者選抜（推薦）調査書審査要領（非公表） 資料5-10-1-(1)-05.入学者選抜（学力検査）監督員業務要領（非公表） 資料5-10-1-(1)-06.調査書の事前審査要領（学力検査）（非公表） 資料5-10-1-(1)-07.令和7年度入学者選抜（推薦）面接評価基準及び要領（非公表）	(1)AP、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針その他）となっている。
	観点5-10-② APIに沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること	入学試験委員会	入学試験委員会	◇体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等） ◇検証した資料（会議資料等）	資料1-1-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料2-2-1-(1)-03.鈴鹿工業高等専門学校入試対策室規則 資料2-2-1-(1)-04.鈴鹿工業高等専門学校入学試験委員会実施要項 資料5-10-2-(2)-01.令和6年度第1回入試対策室議事録（非公表）	(1)検証及び検証結果を改善に役立てる体制が整備されている。 (2)(1)の体制の下、実際に入学した学生が、APIに沿っているかどうかの検証が行われている。 (3)(2)の検証の結果が入学者選抜の改善に役立てられている。

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
基準5-11 実入学者数が入学定員※に対して適正な数となっていること ※収容定員を5で除した数	観点5-11-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	入学試験委員会	入学試験委員会	◇学則の該当箇所 ◇体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等） ◇平均入学定員充足率計算表	資料2-1-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校学則 資料2-2-1-(1)-04.鈴鹿工業高等専門学校入学試験委員会実施要項 資料1-1-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校運営規則 資料2-2-1-(1)-03.鈴鹿工業高等専門学校入試対策室規則	(1) 収容定員が学科ごとに学則で定められている。また、1学級当たり40人が標準とされている。 (2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制が整備されている。 (3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正である。 (4) 過去5年間で、学科ごとの実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にはなっていない。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況						
基準6-1 DPが具体的かつ明確であること	観点6-1-① DPが、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること	教務委員会	教務委員会	◇専攻科課程のDP	資料2-1-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校ディプロマ・ポリシー 資料3-1-1-(2)-01.令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料5-1-1-(2)-01.鈴鹿工業高等専門学校HP（理念と目標）	(1) 関係法令及びガイドラインを踏まえ、DPが定められている。 (2) DPが、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ専攻科課程全体、各専攻の目的と整合性を有している。 (3) DPが、以下の内容を含んでいる。 ・学生が修了時に身につける学力、脂質・能力を示している。 ・養成しようとする人材像の内容を示している。
基準6-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること	観点6-2-① CPにおいて、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	教務委員会	教務委員会	◇専攻科課程のCP	資料5-1-1-(2)-03.鈴鹿工業高等専門学校カリキュラム・ポリシー	(1) CPに以下の内容を含んでいる。 ・どのような教育課程を編成するかを示している ・どのような教育内容・方法を実施するかを示している ・学習成果をどのように評価するかを示している
	観点6-2-② CPがDPと整合性を有していること	教務委員会	教務委員会	◇専攻科課程のCP及びDP	資料5-1-1-(2)-03.鈴鹿工業高等専門学校カリキュラム・ポリシー 資料2-1-1-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校ディプロマ・ポリシー	(1) ガイドライン等を踏まえ、CPが定められている。 (2) CPが、DPとの整合性を有している。
基準6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点6-3-① 教育課程が体系的に編成されていること	教務委員会	教務委員会	◇授業科目の配置状況が確認できる資料（カリキュラムマップ、コース・ツリー、学生便覧等）		(1) CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されている。
	観点6-3-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっていること	教務委員会	教務委員会	◇連携及び発展等の考慮状況が確認できる資料（科目系統図、連携状況を示す資料等）		(1) 専攻科の教育課程が、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮している。
	観点6-3-③ 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	教務委員会	教務委員会	◇教育プログラムの一環として行われている、創造力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料（シラバス、授業教材、受講者数等） ◇これらの取組実績により得られた、優れた成果が確認できる資料	資料6-3-3-(1)-01.総合イノベーション工学実験シラバス 資料6-3-3-(2)-01.グローバル・リーダー論シラバス 資料6-3-3-(3)-01.国際インターンシップシラバス 資料6-3-3-(3)-02.東海工学教育協会（高専部会）発表資料（一部非公表） 資料6-3-3-(4)-01.KOSEN Global Camp実施報告会発表資料（一部非公表） 資料6-3-3-(4)-02.グローバル教育実践理事長賞表彰状 資料6-3-3-(4)-03.みえまちキャンパス in 鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部	(1) 創造力を育む教育方法の工夫が行われている。 (2) 実践力を育む教育方法の工夫が行われている。 (3) その他教育方法の工夫が行われている。 (4) (1)～(3)の学校としての取組の結果、優れた成果が上げられている。
基準6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-① 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	教務委員会	教務委員会	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（行事予定表、時間割表等）	資料2-1-1-(1)-01.鈴鹿工業高等専門学校学則 資料5-4-1-(1)-01.令和6年度行事予定	(1) 1年間の授業を行う期間が、定期試験の期間を含め、35週確保されている。

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	教務委員会	教務委員会	◇授業形態の開講状況（専攻別の授業形態の構成割合等）が確認できる資料 ◇実施体制が確認できる資料（シラバス、事例を示す資料等） ◇シラバスの作成要領や具体例等が確認できる資料 ◇組織的な確認の体制が確認できる資料 ◇活用状況を把握する体制が確認できる資料 ◇改善を行った事例がある場合は、改善事例の具体的内容が確認できる資料 ◇字則（授業形態ごとの授業時間に関する定め） ◇明示状況が確認できる資料（シラバス、履修要項、学生便覧等）	本校専攻科は、令和5年度に特例適用専攻科の認定を受けているため、本観点を満たしていると判断する。	
	観点6-4-③ CPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていること	教務委員会	教務委員会	◇教養教育や研究指導の実施状況が確認できる資料 ◇特別研究の指導の枠組み及び指導状況と内容を示す資料（指導教員・副指導教員の指導状況、技術職員の研究のサポート状況等）	本校専攻科は、令和5年度に特例適用専攻科の認定を受けているため、本観点を満たしていると判断する。	
基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	教務委員会	教務委員会	◇実施状況が確認できる資料（関係規程、教育課程表、シラバス、実績等） ◇単位互換制度の内容が確認できる資料（関係規程等） ◇ガイダンス実施要項等 ◇実施状況が確認できる資料（実施日程表、実施要項）	資料6-5-1-(1)-01. インターンシップシラバス 資料6-5-1-(1)-02. インターンシップIシラバス 資料2-1-1-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校学則 資料6-5-1-(1)-03. 鈴鹿工業高等専門学校専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則 資料2-1-1-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校学則 資料6-5-1-(1)-03. 鈴鹿工業高等専門学校専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則 資料5-5-1-(2)-01. 他的高等教育機関との単位互換制度によって学生が修得した単位 資料5-5-1-(3)-01. 年度初めオリエンテーション資料（教務主事） 資料6-5-1-(3)-01. 年度初めオリエンテーション資料（専攻科長補佐（1年次）） 資料6-5-1-(3)-02. 年度初めオリエンテーション資料（専攻科長補佐（2年次）） 資料5-5-1-(3)-02. 令和6年度年度当初予定表	(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮として、次のことを行っている。 ・インターンシップによる単位認定 ・他的高等教育機関との単位互換制度 (2) 他的高等教育機関との単位互換制度を設けおり、法令に従い適切に取り扱っている。 (3) 教育を実施する上でのガイダンスが実施されている。 (4) 特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスが実施できる体制である。 (近年受入れ無し)
	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	教務委員会	教務委員会	◇整備状況が確認できる資料（関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等）	資料4-4-1-(1)-01. 令和7年度組織表（校務分担） 資料3-1-1-(2)-01. 令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料5-5-2-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校教員のオフィスアワーズの取扱いについて 資料5-5-2-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校HP（オフィスアワーズ） 資料2-2-1-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校学生支援室規則 資料3-1-1-(2)-01. 令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料3-2-1-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校HP（学生相談窓口） 資料4-4-1-(1)-01. 令和7年度組織表（校務分担） 資料1-2-3-(1)-01. 令和7年度自己点検 外部評価 アンケート等の実施計画 資料1-2-4-(2)-03. 令和6年度学生との意見交換会のまとめ 資料1-1-1-(1)-03. 鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会規則 資料1-1-1-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校教育の質保証に関する基本方針 資料5-5-2-(2)-01. 鈴鹿工業高等専門学校校長意見箱取扱要領 資料5-5-2-(2)-02. 鈴鹿工業高等専門学校HP（校長意見箱） 資料5-5-2-(2)-03. 校長意見箱回答一覧	(1) 学生の自主的学習を進める上で、次のような相談・助言体制が整備されている。 ・担任制・指導教員制の整備 ・オフィスアワーの整備 ・対面型の相談受付体制の整備 (2) 学習支援に関して学生のニーズを把握するため、次の制度がある。 ・担任制・指導教員制の導入 ・学生との懇談会 ・意見投書箱
	観点6-5-③ 正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】	教務委員会	教務委員会	◇支援体制が確認できる資料（関係規程、利用実績等）	資料3-2-3-(2)-10. 鈴鹿工業高等専門学校国際交流室規則 資料6-5-3-(1)-01. 長期海外インターンシップシラバス 資料3-2-3-(2)-12. 鈴鹿工業高等専門学校長期海外インターンシップ実施要項 資料6-5-3-(1)-02. 海外語学実習シラバス 資料6-5-3-(1)-03. 令和7年度鈴鹿専攻科カナダ語学研修参加学生募集要領 資料3-2-3-(2)-14. 学生の海外派遣一覧（台湾研修旅行を除く）	(1) 提供された機会を利用して学生が海外で学習している。

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
基準6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-① DP及びCPに基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること	教務委員会	教務委員会	◇成績評価や単位認定に関する規程等 ◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることが確認できる資料（関係規程、成績判定会議に関する資料等） ◇学修単位科目の授業時間外学修を把握する体制、手法、手順等に関する資料（会議資料等）	本校は、令和5年度に特例適用専攻科の認定を受けているため、本観点を満たしていると判断する。	
	観点6-6-② 成績評価認定基準が学生に周知されていること	教務委員会	教務委員会	◇周知を図る取組の内容が確認できる資料（学生便覧、ウェブサイトでの明示等） ◇追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法を定めた規程等	資料3-1-1-(2)-01.令和7年度学生便覧（一部非公表） 資料6-5-1-1-(1)-03.鈴鹿工業高等専門学校専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則	(1) 成績評価や単位認定に関する基準が学生に周知されている。 (2) 追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法が定められている。
	観点6-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	教務委員会	教務委員会	◇学校として組織的に取り組まれている内容が確認できる資料（左記に示す事項について、どのようにチェックするかが記された規程、前年度の確認結果が確認できる資料等） ◇同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料（関係の会議資料、議事録、（あれば）是正措置が行われたことを確認できる資料）	資料5-6-1-(3)-02.鈴鹿工業高等専門学校シラバス・成績評価シート整合性チェック実施要領 資料1-3-1-(1)-14.鈴鹿工業高等専門学校定期試験等における問題作成、答案返却及び成績通知に関する取扱い 資料1-3-1-(1)-14.鈴鹿工業高等専門学校定期試験等における問題作成、答案返却及び成績通知に関する取扱い 資料1-3-1-(1)-12.鈴鹿工業高等専門学校試験問題同一性チェック実施要領 資料5-6-1-(3)-02.鈴鹿工業高等専門学校シラバス・成績評価シート整合性チェック実施要領 資料1-2-4-(2)-05.令和7年度第3回教務委員会議事録	(1) 成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として組織的な措置が行われている。 ・成績評価の妥当性の事後チェック（シラバス通りに成績評価が行われていることの確認） ・答案の返却 ・模範解答や採点基準の提示 ・同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ・試験問題のレベルが適切であることのチェック
	観点6-6-④ 成績に対する異議申立制度が組織的に設けられていること	教務委員会	教務委員会	◇学生からの意見申立てについて定めた規程等	資料5-6-4-(1)-01.学生への案内（成績訂正） 資料1-3-1-(1)-14.鈴鹿工業高等専門学校定期試験等における問題作成、答案返却及び成績通知に関する取扱い	(1) 成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が規程等により定められている。
基準6-7 学校の目的及びDPIに基づき、公正な修了判定が実施されていること	観点6-7-① 修了認定基準をDPIに従って、組織として策定していること	教務委員会	教務委員会	◇修了要件が組織的に策定されていることが確認できる資料（学則、卒業認定基準等）		(1) 学校が定める修了要件が組織的に策定されている。
	観点6-7-② 策定された修了要件が学生に周知されていること	教務委員会	教務委員会	◇周知した資料（学生便覧、ウェブサイトでの明示等）	資料3-1-1-(2)-01.令和7年度学生便覧（一部非公表）	(1) 修了認定基準が学生に周知されている。
	観点6-7-③ 修了の認定が、修了認定基準に基づき組織的に実施されていること	教務委員会	教務委員会	◇修了判定時に使用する様式等	資料6-7-3-(1)-01.令和6年度修了認定会議議事録 資料6-7-3-(1)-02.鈴鹿工業高等専門学校専攻科の修了認定に関する規則 資料6-7-3-(1)-03.修了認定会議資料フォーマット	(1) 修了認定基準に基づき、組織として修了認定している。
基準6-8 学校の目的及びDPIに基づき、適切な学習成果が得られていること	観点6-8-① DPIに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること	教務委員会	教務委員会	◇体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等）	資料1-1-1-(1)-03.鈴鹿工業高等専門学校自己点検評価・改善委員会規則	(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されている。
	観点6-8-② 修了時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPIに基づいた学習成果が得られていること	教務委員会	教務委員会	◇意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（修了時アンケート、アンケート結果、会議資料等）	資料1-2-4-(2)-02.令和6年度第1回点検評価担当者会議議事要旨 資料1-2-4-(2)-01.令和6年度第2回自己点検評価・改善委員会会議（兼第3回PDCA推進会議）議事概要 資料1-2-4-(2)-06.令和6年度鈴鹿工業高等専門学校在学生の達成度アンケート集計結果－覧	(1) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。
	観点6-8-③ 修了後一定期間の就業経験等を経た修了生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPIに基づいた学習成果が得られていること	教務委員会	教務委員会	◇意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（修了生アンケート、アンケート結果、会議資料等）	資料1-2-4-(2)-08.平成30年度卒業生及び修了生の教育の成果及び満足度等に関するアンケート調査結果 資料1-2-4-(2)-09.令和5年度第1回自己点検評価・改善委員会会議（兼第2回PDCA推進会議）議事概要 資料1-2-4-(2)-10.令和5年度第1回点検評価担当者会議議事要旨	(1) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。
	観点6-8-④ 就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPIに基づいた学習成果が得られていること	教務委員会	教務委員会	◇意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（就職・進学先アンケート、アンケート結果、会議資料等）	資料1-2-4-(2)-11.令和4年度学科卒業生及び修了生の教育の成果に関するアンケート調査結果 資料1-2-4-(2)-12.令和4年度第1回自己点検評価・改善委員会（兼第2回PDCA推進会議）議事録	(1) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生の就職・進学先の関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

点検評価項目（教育の質保証に関する基本方針の2.（2）関係）

基準	観点	担当組織 （自己点検・評価）	担当組織 （改善・向上の取組）	根拠として必要な資料	根拠資料等	点検結果
基準6－9 APが具体的かつ明確であること	観点6－9－① APが学校の目的を踏まえて明確に定められていること	入学試験委員会	入学試験委員会	◇専攻科課程のAP	資料5-1-1-(2)-02. 鈴鹿工業高等専門学校アドミッション・ポリシー 資料5-1-1-(2)-02. 鈴鹿工業高等専門学校アドミッション・ポリシー	(1)関係法令やガイドラインを踏まえ、APが定められている。 (2)APが、以下の内容を含んでいる。 ・入学者選抜の基本方針 ・求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）
基準6－10 学生の受入れが適切に実施されていること	観点6－10－① APに沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること	入学試験委員会	入学試験委員会	◇選抜区分ごとの入学者選抜募集要項、面接要領、合否判定基準、合否判定様式、入学試験実施状況等が確認できる資料（議事要旨等）	資料6-10-1-(1)-01. 令和7年度専攻科学生募集要項 資料6-10-1-(1)-02. 令和7年度専攻科入学試験実施要項（非公表） 資料6-10-1-(1)-03. 令和7年度専攻科入学者選抜（学力）合否判定基準（非公表） 資料6-10-1-(1)-04. 令和7年度専攻科入学者選抜（推薦）合否判定基準（非公表）	(1) AP、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針その他）となっている。
	観点6－10－② APに沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること	入学試験委員会	入学試験委員会	◇体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等） ◇検証した資料（会議資料等）	資料2-2-1-(1)-04. 鈴鹿工業高等専門学校入学試験委員会実施要項 資料2-4-4-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校部会等規則 資料6-10-2-(2)-01. 令和7年度第1回専攻科分科会議事録（非公表） 資料6-10-2-(3)-01. 令和7年度第1回入学試験委員会議事録（非公表） 資料6-10-2-(3)-02. 令和3年度第5回専攻科分科会議事録（非公表） 資料6-10-2-(3)-03. 令和3年度第7回専攻科分科会議事録（非公表） 資料6-10-2-(3)-04. 令和3年度第7回入学試験委員会議事録（非公表）	(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制が整備されている。 (2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、APに沿っているかどうかの検証が行われている。 (3) (2)の検証の結果が入学者選抜の改善に役立てられている。
基準6－11 実入学者数が適切な数となっていること	観点6－11－① 実入学者数が適切な数となっていること	入学試験委員会	入学試験委員会	◇学則の該当箇所 ◇体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等） ◇平均入学定員充足率計算表	資料2-1-1-(1)-01. 鈴鹿工業高等専門学校学則 資料2-2-1-(1)-04. 鈴鹿工業高等専門学校入学試験委員会実施要項 資料1-1-1-(1)-02. 鈴鹿工業高等専門学校運営規則	(1) 収容定員（又は入学定員）が専攻ごとに学則等で定められている。 (2) 専攻ごとの入学定員（収容定員を定めている場合は、収容定員を2で除した数）と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制が整備されている。 (3) 過去5年間の専攻科全体の実入学者数が適切であること。